

## 矢板創生推進交付金申請書類等作成要領

本書は、矢板創生推進交付金の平成30年度の運用についてまとめたものです。  
今後、必要に応じ、順次更新を行っていきます。

### 1 作成要領（書類の書き方・注意点）

#### (1) 矢板創生推進交付金事業提案書(別記様式第1号)

地域間連携(複数行政区での連携)により事業に取り組む場合は、事業実施主体として新たに組織(矢板〇〇地区、〇〇地区連合)を設立し、その代表者が提案書の提出をしてください。

#### (2) 事業計画書(別記様式第2号)

事業計画書に関しては、各項目任意に上下幅を変更してください。  
⇒複数枚になることも想定しています。

##### ①事業計画(全体)

- ・地域間連携により事業に取り組む場合は、連携する行政区名すべてを記入してください。
- ・地域間連携により事業に取り組む場合は、その組織名(矢板〇〇地区、〇〇地区連合等)を記入してください。
- ・地域の課題(現状)、事業の目的、事業の内容及び事業の効果については、具体的に記入してください。

##### ②事業計画(年次)

- ・翌年度以降の事業費(概算)及び事業内容をご記入いただきます。
- ・ただし、翌年度以降の交付金の交付を保証するものではありません。

##### ③交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)

- ・重要業績評価指標(KPI)は、2項目以上設定してください。

重要業績評価指標(KPI)とは、目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標です。取組をPlan(計画)し、それをDo(実施・実行)に移し、その取組内容をCheck(点検・評価)し、Action(改善)を進めていくというPDCAサイクルを確立していくには、取組の状況や効果を評価できるKPIの設定が有効です。

矢板創生推進交付金事業におけるKPIとは、矢板市総合戦略に掲げられた基本目標に対して、どのような取組プロセスを経れば、その目標の実現に寄与できるかを考えて設計された交付金事業において、その取組プロセスを実行できているかどうかを数値で計測するための指標です。

なお、KPIの設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、下記の基本的な視点に留意することが重要です。

視点1:「客観的な成果」を表す指標であること。

視点2:事業との「直接性」のある効果を表す指標であること。

視点3:「妥当な水準」の目標が定められていること。

(3) 事業収支予算書(別記様式第3号)

・申請する事業の予算のみを記入してください。

・別記様式第3号(第8条関係)その2は、当該年度の支出内訳を記入してください。

・「うち交付金対象経費」欄は、各経費項目の交付対象となる経費の合計金額を記入してください。

交付金対象となる経費は、「交付金対象」欄に○印を、交付金対象とならない経費は「交付金対象」欄に×印を記入してください。

・「交付金対象経費合計」欄には、各経費項目の「うち交付金対象経費」の(b)の合計金額を記入してください。

・1件につき1万円以上の備品購入費、消耗品費、委託料などは、見積書を添付し、見積書ごとに整理番号を記入し、その番号を「摘要」欄に記入してください。

(4) 行政区等の概要(規約、役員名簿等)

・行政区等の総会資料、規約、役員名簿等(それぞれ最新のもの)の写しを提出してください。

・地域間連携により事業に取組む場合は、事業実施主体としての、規約、役員名簿、組織体制が分かるものを提出してください。

(5) その他市長が必要と認める書類

交付対象事業に関する図面、写真等、事業計画書の補足資料を提出してください。

## 2 制度および申請に関するQ&A

### 1. 制度趣旨・概要について

Q1 推進交付金は、どのような者が申請できるのか。

A1 行政区または複数の行政区で申請できます。ただし、実施計画書の作成が必要です。

実施計画書作成の際には、事業の実現可能性や地域の課題解決に繋がる事業になっているか、行政区内でよく検討してください。

Q2 地域コミュニティ活動助成金との違いはなにか。

A2 地域コミュニティ活動助成金は、地域住民間の交流促進事業等、地域コミュニティの活性化を目的としているのに対し、矢板創生推進交付金は、矢板市総合戦略で掲げた4つの基本目標に整合する地域の取組で先駆的なものに支援を行う制度としています。

Q3 1事業あたりの交付額は、参画する行政区の数に応じて増えるのか。

A3 増えません。

交付の限度額は、1事業あたり3年度で最大100万円です。仮に2つの行政区で1つの事業を行おうとする場合でも、「2行政区×100万円＝200万円」とはなりません。

Q4 推進交付金の審査はどのように行われるのか。

A4 矢板創生推進交付金事業選考委員会において審査を行い、交付対象事業を決定します。

### 2. 取組要件について

Q5 自立性とは、なにか。

A5 自立性とは、事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的(3～5年後)に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となることです。

具体的には、事業収入や会員からの収入による自己財源を確保することが「自走する」といえます。

Q6 地域間連携は、2行政区以上であればよいのか。

A6 そのとおりです。

事業内容にもよりますが、取組要件をクリアするために地域間連携の項目を選択するのであれば、少なくとも2行政区以上の地域連携が必須となります。

具体例として、事業の申請は単独の行政区で行いますが、実際は関係する行政区と役割分担をして取り組み、その効果が参画している他の行政区に波及するような場合などを想定しています。

### 3. 複数の行政区による申請について(地域間連携事業)

Q7 地域間連携事業を申請する場合の条件とは。

A7 地域間連携事業とは、複数の行政区が共同で交付金申請を行うものであり、他の行政区にも効果があるからといって、一つの行政区が単独で交付申請を行うものではありません。

本交付金は、取組要件である民間協働、政策間連携に加え、地域間連携の要素を満たしたうえで地域間連携事業として行うことが、より効果を高めるものになります。

この際、実施計画の申請は、地域間連携事業をおこなう行政区が連名で作成し提出してください。

### 4. 交付対象事業について

Q8 交付決定前の事業着手は認められるのか。

Q8 認められません。

本交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、実施計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業者との契約締結などを含む事業の着手をすることはできません。

Q9 対象経費に係る留意点はなにか。

A9 全般的事項

市または他の補助金の交付を受けている、又は受けることが確定している事業には、推進交付金を充当することは出来ません。また、他の補助金の対象となる事業についても同様です。

A9-1 人件費

事業実施に伴う人件費には、推進交付金を充当することは出来ません。

A9-2 旅費

当該事業の一環として必要不可欠な出張については、旅費を支出して差し支えありません。

例えば、先進地への視察については認められますが、推進交付金について事業者と事前打合せをする場合の旅費などについては、対象外とさせていただきます。

A9-3 原材料費、備品購入費

施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするものは、推進交付金の対象としません。

A9-4 その他

用地取得や造成に要する経費は、推進交付金の対象としません。

Q10 複数年度で事業を実施する場合に、初年度が調査や事業計画の策定で終了する事業は推進交付金の申請対象となるか。

A10 申請対象となります。

本交付金の対象となる事業は、自立性、民間協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業であることから、初年度が調査や事業計画の策定で終了する場合であっても、申請の対象とします。

## 5. 手続きについて

Q11 各行政区が申請可能な実施計画はいくつか。

A11 単独事業か地域間連携事業で1つとします。

地域間連携事業を申請する場合は、関係する行政区が連名で書類を提出してください。

Q12 交付決定額が申請額を下回る場合はあり得るのか。

A12 あり得ます。

その事業で、本来必要でない出張旅費や備品購入費など、交付対象にならない経費が計上されていた場合は、この経費を除いた金額を交付します。

この様な場合に、事業全体の執行に支障が出ないような事業計画にするなど、あらかじめ良く検討してください。

Q13 実施計画の提出にあたっては、事業者名などの固有名詞をマスキング(隠す)する必要があるのか。

A13 特に必要はありません。

ただし、実施計画は認定と併せて市ホームページにおいて公表するため、固有名詞等について留意する必要があります。

Q14 一度実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。

A14 原則として認めません。

提出期限前であれば実施計画の変更は可能ですが、提出期限後から交付決定までの期間については、実施計画の変更は認められません。

なお、交付決定後に変更する必要がある場合には、要綱に基づく変更申請により変更が可能です。

Q15 不採択となった事業を再度申請することは可能か。

A15 可能です。

ただし、同じ事業内容のままでは先駆性が不足した事業であると考えられるので、交付対象とならない可能性が高いです。

再度提出する場合には事業の自立性、民間協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性について検討を深め、その内容を磨いた上で提出してください。

Q16 推進交付金を充当した事業を繰り越すことは可能か。

A16 繰り越しはできません。

本交付金の対象事業は、原則として当該申請年度の執行が予定されている事業であるため、原則として繰り越しは出来ません。

## 6. KPIについて

Q17 KPIはいつまでに、どの程度のものを設定する必要があるのか。

A17 KPIは、事業目的に照らして実現すべき成果(アウトカム)に係る指標を設定することを原則とします。

設定にあたっては、①「客観的な成果」を表す指標であること、②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること、③「妥当な水準」の目標が定められていることについて留意してください。

また、同指標に基づく事業の成果については、よく検証することが必要です。

Q18 KPIによる事業結果はどのような体制で、どのように分析するのか。

A18 各行政区においてよく分析し、検証することが必要です。必要に応じて住民の意見聴取等を行うなど、今後実施すべき事業のあり方について議論を行うことを望みます。

Q19 KPIの達成度が極めて低い結果となった場合、推進交付金を返還する必要があるのか。

A19 必要ありません。

達成度が極めて低いことを理由に、推進交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していません。

しかし、複数年度にわたる事業計画が認められている場合であっても、各行政区において、PDCAサイクルによる事業評価を行い、KPIの達成度が低い結果にもかかわらず当該事業についての改善が図られていない等の場合は、次年度分の推進交付金の交付を認めないことがあります。

## 7. 2年目以降の記載方法について

Q20 今回の申請において、2年目以降の事業内容、申請額をどのように記載すべきか。

A20 今回の申請にあたり、今後の3年間の事業がどのように進展していくのか、具体的に事業の展開や金額について記載してください。

ただし、推進交付金は、後年度の交付を約束するものではないことに留意ください。

なお、平成30年度に採択された事業の1年目(30年度内)の事業の進捗やその効果検証を踏まえ、31年度以降の各年度の交付申請を行って頂くこととなります。

したがって、1年目(30年度内)の事業の進捗などにより、合理的な範囲内で2年目以降の事業計画を変更していくこともあり得ます。

## 8. 変更交付申請について

Q21 採択後の交付申請の変更手続きは、どういった場合に必要となるか。

A21 実施計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要があります。

ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとします。

①事業費の2割以内の減額

②実施計画の事業収支予算書に記載されている科目の2割以内の流用。ただし、この場合はあらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとします。

## 9. 平成30年度に交付決定を受けた事業について(次年度以降の継続申請)

Q22 平成30年度に交付決定を受けた事業(以下「平成30年度採択事業」という。)について、平成31年度においても引き続き実施する場合、どのような手続きが必要となるのか。

A22 平成30年度採択事業についても、改めて平成31年度分の交付決定を受ける必要があることから、所定の期間までに、必要な様式を記入して市へ提出し、必要な審査を受ける必要があります。

Q23 平成30年度採択事業について、2年目以降の取組内容を変更することは可能か。

A23 継続申請の審査により認められれば可能です。

この場合、1年目(30年度内)の事業の進捗やその効果検証を踏まえ、合理的な内容であることが必要です。

Q24 平成30年度に単独事業で交付決定を受けた事業について、平成31年度から地域間連携事業に変更することは可能か。

A24 可能です。

単独事業として交付決定がなされた後、当該事業を執行していく中で、関係する行政区と地域間連携が成立した場合は、地域間連携事業による申請(継続申請)を行うことができます。

その場合、従来の事業の継続申請であるため、当初より単独事業として採択されていた行政区においては、新たな申請事業数とはカウントしませんが、新たに連携先となった行政区においては新たな申請事業数としてカウントします。

Q25 継続事業について、既に設定した KPI は変更できるのか。

A25 原則として、出来ません。

KPIは、採択にあたっての重要な指標であり、原則として変更はできません。

ただし、各行政区において検証の結果、合理的な理由があると認められるなど特段の場合に限り、KPIの変更を申請することが可能です。ただし、見直しの内容如何によっては認められない場合があります。